

## ■□ 資料編

---

- 1 男女共同参画のあゆみ
- 2 計画の策定体制及び策定経過
- 3 国第4次男女共同参画基本計画 概要
- 4 第3次茨城県男女共同参画基本計画 概要
- 5 男女共同参画社会基本法
- 6 茨城県男女共同参画推進条例

# 1 男女共同参画の歩み

## (1) 世界の歩み

- ◆ 昭和 50 年（1975 年、「国際婦人年」）「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）  
1976 年～1985 年までを「国際婦人の 10 年」とし、「平等・開発・平和」を目標に「女性の地位向上のための世界行動計画」が採択され、目標達成に向けて世界的な取り組みが始められる。
- ◆ 昭和 54 年（1979 年） 「第 34 回国連総会」開催（ニューヨーク）  
「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。  
昭和 56 年（1981 年）に発効（日本では、昭和 60 年（1985 年）に条約を批准）。
- ◆ 昭和 60 年（1985 年） 「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第 3 回世界女性会議）  
開催（ナイロビ）  
平成 12 年（2000 年）に向けて各国が取り組むべき指針（ガイドライン）として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。
- ◆ 平成 7 年（1995 年） 「第 4 回世界女性会議」開催（北京）  
21 世紀に向けた女性の地位向上の指針である「行動綱領」、「北京宣言」を採択。  
「行動綱領」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）であるとされ、12 の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女兒など）が設定され、それぞれの戦略目標と、政府や NGO 等のとるべき行動指針が示され、平成 8 年（1996 年）までに各国が行動計画を策定することが求められた。
- ◆ 平成 12 年（2000 年） 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）  
「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択。
- ◆ 平成 17 年（2005 年） 第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）  
「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認する政治宣言を採択。
- ◆ 平成 18 年（2006 年） 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京）  
「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取組や推進にあたっての課題等について意見交換を行い、「東京閣僚共同コミニケ」を採択。
- ◆ 平成 22 年（2010 年） 第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）  
開催（ニューヨーク）  
「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、実施に向けた国連や NGO 等の貢献強化などの宣言等を採択。
- ◆ 平成 23 年（2011 年） ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）の発足。

- ◆ 平成 26 年（2014 年） 第 58 回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）  
「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択。
- ◆ 平成 27 年（2015 年） 第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」）開催  
（ニューヨーク）  
「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択。

## （2）日本の歩み

- ◆ 昭和 50 年（1975 年）  
女性の地位向上のための国内本部機構として、「婦人問題企画推進本部」を設置。
- ◆ 昭和 52 年（1977 年） 「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」を策定。
- ◆ 昭和 60 年（1985 年）  
昭和 55 年（1980 年）に署名した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の公布等、国内法の整備を進め、同条約に批准。
- ◆ 昭和 62 年（1975 年）  
「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定。
- ◆ 平成 6 年（1994 年）  
総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」を新設。「男女共同参画推進本部」,「男女共同参画審議会」を設置。
- ◆ 平成 8 年（1996 年）  
新たな国内行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定。
- ◆ 平成 11 年（1999 年）  
男女共同参画社会の形成を総合的活計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」の公布, 施行。男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられ, 社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることとなる。
- ◆ 平成 12 年（2000 年）  
「男女共同参画社会基本法」に基づき, 我が国初の法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定。
- ◆ 平成 13 年（2001 年）  
中央省庁等の改革において新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。  
同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立。  
（平成 14 年（2002 年）4月から全面施行）
- ◆ 平成 15 年（2003 年）  
男女共同参画推進本部において, 社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割

合を平成 32 年（2020 年）までに少なくとも 30%となることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを閣議決定。

同年「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の公布、施行。

◆ 平成 17 年（2005 年）

「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定。

◆ 平成 19 年（2007 年）

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。（平成 20 年（2008 年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ）。

同年改正「男女雇用機会均等法」の施行（性差別禁止範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化等。平成 18 年（2006 年）公布）。

同年改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の公布（配偶者からの暴力防止と被害者の保護・自立支援のための市町村の基本計画策定、及び緊急時における被害者の安全確保を図る配偶者暴力相談支援センター機能強化の努力義務化、保護命令制度の拡充等。平成 20 年（2008 年）1 月から施行）。

◆ 平成 20 年（2008 年）

男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」の決定。

◆ 平成 22 年（2010 年）

「第 3 次男女共同参画基本計画」策定。

◆ 平成 24 年（2012 年）

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定。

◆ 平成 25 年（2013 年）

「日本再興戦略」閣議決定。女性の活躍推進を成長戦略の中核として位置づける。

◆ 平成 26 年（2014 年）

『日本再興戦略』改訂 2014」閣議決定。内閣府に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置。

◆ 平成 27 年（2015 年）

『日本再興戦略』改訂 2015 閣議決定。同年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の公布、施行（事業主行動計画の策定については平成 28 年 4 月 1 日の施行。）。

### （3）茨城県の歩み

◆ 昭和 53 年（1978 年）

婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置。

茨城県における男女共同参画への取り組みが始まる。

◆ 昭和 55 年（1980 年）

担当課が婦人児童課となる。

第2次県民福祉基本計画において、婦人問題に対し「婦人の福祉の向上」を位置付ける。

◆ 昭和61年（1986年）

新県民福祉基本計画において、婦人問題に対し「女性の地位向上と社会参画の促進」を位置付ける。

◆ 昭和62年（1987年）

女性教育に関する研修・交流・情報提供を図るなど女性教育の振興を目的に茨城県立婦人教育課会館を設置。

◆ 平成2年（1990年）

婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受ける。

◆ 平成3年（1991年）

婦人問題推進有識者会議からの提言を受け3月に「いばらきローズプラン21」を策定。同年8月、「いばらきローズプラン21推進委員会」及び「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制を整備。

◆ 平成6年（1994年）

福祉部に女性青少年課を設置。

◆ 平成7年（1995年）

「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」を位置付ける。

◆ 平成8年（1996年）

「いばらきハーモニープラン」を策定。

基本理念「男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立」

計画期間「平成8年度から平成17年度」

◆ 平成9年（1997年）

茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名。茨城県鹿行生涯学習センターを併設。

◆ 平成11年（1999年）

女性青少年課を福祉部から知事公室へ組織改編。

◆ 平成13年（2001年）

「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、「茨城県男女共同参画推進条例」を制定。「茨城県男女共同参画審議会」を設置。

「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」に。

◆ 平成14年（2002年）

条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開するため、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」（平成13年度から平成22年度まで）を策定。

あわせて「茨城県男女共同参画実施計画」（平成13年度から平成17年度まで）を策定。

同時に、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情やその他の意見を処理するため、

「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置。

- ◆ 平成 17 年（2005 年）  
男女共同参画施策を推進するための拠点施設である「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設。
- ◆ 平成 18 年（2006 年）  
「茨城県男女共同参画実施計画」の計画期間が終了に伴い、新たな「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18 年度～平成 22 年度）を策定。
- ◆ 平成 21 年（2009 年）  
「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」の実施。
- ◆ 平成 23 年（2011 年）  
「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 23 年度から平成 27 年度まで）を策定。
- ◆ 平成 26 年（2014 年）  
「ウィメンズパワーアップ会議」を設置。「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ！チャレンジ！いばらきウーマン！！～」の提言書を受ける。
- ◆ 平成 28 年（2015 年）  
「いばらき男女共同参画基本計画（第 3 次）」（平成 28 年度から平成 32 年度）を策定。

#### （４）市の歩み

- ◆ 平成 7 年（1995 年）  
女性行政推進担当課として女性児童課を民生部に設置。
- ◆ 平成 9 年（1997 年）  
組織改編により企画部企画課へ。
- ◆ 平成 12 年（2000 年）  
組織改編により企画部市長室（平成 13 年（2001 年）からは市長公室へ課名変更）へ。
- ◆ 平成 14 年（2002 年）  
「鹿嶋市女性議会」を開催。  
女性の積極的な行政参加を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを目的に、初めて開催する。  
同年 7 月から新鹿嶋市総合計画の推進にあたっての基本姿勢とした「協働のまちづくり」を推進するために企画課内に設置された「まちづくり推進室」を男女共同参画推進の担当課とし、市民参加のまちづくり制度や組織化にあわせ男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをスタートすることとなる。
- ◆ 平成 15 年（2003 年）  
「男女共同参画に関する意識調査」を実施。  
同年 4 月組織改編により、新たに「市民協働部」が設置され、同部に設置された「まちづくり推進課」に男女共同参画推進業務を移管。
- ◆ 平成 16 年（2004 年）  
女性を中心に活動する団体を横断的に繋ぐ「鹿嶋市女性ネットワーク会議」を設置。同会議の設置を記念して「第 1 回男女共同参画推進大会」を開催。

同年、「男女共同参画セミナー（10回コース）」を開催し、市民とともに、身近な問題を通じて「男女共同参画社会」について学ぶ基本的学習の機会とするとともに、ワークショップ等を通じ課題認識を図り、男女共同参画計画策定に向けた取り組みを進める。

◆ 平成 17 年（2005 年）

「鹿嶋市男女共同参画計画」（平成 18 年度から平成 27 年度）策定。

「輝いて 自分らしく生きられるまち かしま」を将来像に、市民、事業者との協働による男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本方針や施策の方向を定める。

◆ 平成 23 年（2011 年）

「鹿嶋市男女共同参画推進委員会」を設置

◆ 平成 24 年（2012 年）

鹿嶋市男女共同参画推進の標語を公募。

標語：「あなたとわたし キミとボク 共に生き生き 参画社会」

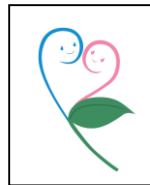
同年、鹿嶋市男女共同参画広報紙「ウイング」創刊（年 1 回発行）。

◆ 平成 25 年（2013 年）

「第 10 回鹿嶋市男女共同参画推進大会」開催。

「鹿嶋市男女共同参画推進シンボルマーク」を公募。

シンボルマーク



◆ 平成 27 年（2015 年）

組織改編により、新設された市民生活部市民活動支援課内「女性支援室」に移管。

同年 6 月に茨城大学との共催による「女性支援室・少子化対策室設置記念シンポジウム」を開催。

平成 27 年度に期間満了となる「鹿嶋市男女共同参画計画」の次期計画策定にあたり、「鹿嶋市男女共同参画市民意識調査」を実施。

◆ 平成 28 年（2016 年）

「第 2 次鹿嶋市男女共同参画計画」策定。

## 2 計画の策定体制及び策定経過

### (1) 鹿嶋市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の推進を図るため、鹿嶋市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び円滑な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤特別職とする。
- 3 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会に、所掌事務を円滑に推進するため、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチーム員は、委員長が指名する。
- 3 ワーキングチームに関する必要な事項は、委員長が別に定める。



(庶務)

第8条 委員会の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## (2) 鹿嶋市男女共同参画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所属・経歴等	備 考
1	青貫 邦子	一般公募 ※ハーモニーフライト(2004年) 団員	
2	五十嵐 榮子	茨城県男女共同参画推進員 ※ハーモニーフライト(2004年) 団員	委員長
3	井口 善成	かしま青年会議所 理事長	副委員長
4	石田 晃康	新日鐵住金(株) 鹿島製鐵所 労働・購買部労政人事室長	
5	大川 勝義	鹿嶋市商工会 課長	
6	小松崎 尚子	三笠あおぞら子ども会会長(子育て世代代表)	
7	杉山 美幸	JAしおさい鹿嶋農産物直売所店長	
8	原 道子	一般公募	
9	山口 由貴	(株) パソナライフケア 鹿島ケアサービスグループ ケアサービス部グループ長	
10	米川 仁	鹿嶋市立平井小学校 校長	

※ハーモニーフライト：国際的視野と指導力を持った女性リーダーを育成するための女性海外派遣事業(県)

### 【アドバイザー】

寺地 幹人 茨城大学人文学部社会科学科 地域研究・社会学コース 講師

### (3) 計画策定の経過

年月日	内容
平成27年6月5日	第1回鹿嶋市男女共同参画推進委員会 ◇鹿嶋市男女共同参画推進委員会の活動について ◇市の男女共同参画の推進状況について
平成27年6月 10日～27日	男女共同参画に関する市民意識調査実施 配布数：1,500人 回収数507件 回収率33.8%
平成27年10月27日	第2回鹿嶋市男女共同参画推進委員会 ◇計画の基本的な考え方 ◇骨子について
平成27年11月27日	第3回鹿嶋市男女共同参画推進委員会 ◇『鹿嶋市における男女共同参画の推進について』 茨城大学人文学部 寺地 幹人 先生 講話 ◇計画の基本的な考え方（理念・将来像）について ◇ // （強調する視点）について ◇第4章基本計画について ◇第5章推進体制・第6章評価指標について ◇推進事業について
平成28年2月1日 ～2月22日	パブリックコメントの実施 公表場所：本庁（市民活動支援課女性支援室） 意見者数：0件 意見者件数：0件
平成28年3月17日	第4回鹿嶋市男女共同参画推進委員会 ◇第2次鹿嶋市男女共同参画の総括について ◇推進事業について